

【建設部関係】

議案第 40 号 令和 7 年度伊豆市水道事業会計補正予算（第 1 回）

（補足説明）なし

（質 疑）

Q 議案書の 101 ページに、三角がやたらあるんですけど、これはなぜなのか。特に、減価償却はしょうがないとしても、物品について三角が多いんです。資産の部の三角が多いんで、理由を伺いたい。

A 101 ページの表になりますけども、キャッシュフロー計算書、現金の流れを示した表となります。1 番上のほうが、業務活動に関するキャッシュフローということ
で、実際お金の流れですねこちらのほうを、積み上げているという形になります減
価償却につきましても、費用としては、現金支出はされないけども、費用として計
上しているという形です。この表ですと、お金は動いてないということで、プラス
の 2 億 2,323 万 3,000 円という形となっております。その辺の流れをプラスマイナ
スで示しております。

1 番下のところになりますけども、最終的に資金の期首残高、そして期末の残高と
いうことで、あくまでもこれは令和 7 年度予算ですので、シミュレーションをした
結果として、最終的に現金が幾ら残っているということを、この表の中で、差引き
をしながら、あらわしております。

Q そうしますと 103 ページの固定資産のところもあれですか、物品が減ったってい
うんじゃなくて、減価償却で数字が減ったというふうに理解していいんですか。

A そのとおりです。こちらにつきましても、もともとの固定資産の価値それから減価
償却ということで三角の分がマイナスとなりまして、その右側の欄がその差引きの
数字となっております。

Q 103 ページに工具、器具及び備品ってところにあるんです。減価償却というふうにな
ってとるんですけども、これもあくまでも減価償却。そんな減価償却の大きな工
具、備品というのがあるのかどうなのか、どんなものがあるのか伺いたい。

A これ工具、備品単体ではなく、積み上げ、今までに購入したいろんなものをです
ね、これらを全部積み上げておりますので、金額的にはこのような金額となってお
ります。具体的には、水道修理等に関わる、修理の工具などになります。

Q 本会議で、理事の説明によると、4 月の人事異動に伴い営業費用の人件費が 275
万円増額になったという、それが理由だったんですけど、人数が増えたのかあるい

は、人件費の高い職員が配属されたのか、その辺をもう少し詳しく御説明願います。

A 102 ページを御覧ください。1 番上の総括のところになりますが、こちらに職員数、補正前、補正後ということで、記入のほうがございます。一般職員 9 人が水道課の業務に従事している職員の数となりまして、人数的には変わっておりません。去年と比べまして、やはり単価の高い職員が水道課へ配属されたということと、と昇格の関係もありましたので、今回補正の補正が必要になったということとなります。

(委員外委員) なし

(討議・討論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

議案第 44 号 伊豆市ひなた公園条例の制定について

(補足説明) なし

(質 疑)

Q いろいろ細かく決めてあるようなので結構だと思うんだけど。今、修善寺駅西口の芝生の状況を見ると、芝生がなくなっちゃったところもあるわけですね。ああいう状態になった場合、どこがチェックするのか。管理してくれるのか、指定管理者というような話もあったようなんで、指定管理者がちゃんと責任持ってやってくれるのか。その辺を伺いたい。

A 芝生に関しての管理は、指定管理を予定しておりますので、指定管理者が実施していくことになります。ただ直営でやるのか、そこから外に出すのかというのは、指定管理者の裁量に任せますので、そういった剥げた部分がありましたら、適宜、修繕等を行っていく予定でございます。

Q ゴルフ場のことを見れば分かると思うんだけど。芝生が剥げたらすぐ補修してんいるんだよね。そういうことをね、しっかり指定管理者でも何でもいいんだけど、管理してくれるような、そういうのは、芝生はちゃんと市で責任をもつとか、指定管理者にちゃんと責任を持たせる。

それからもう 1 つ言っておきたいのは、今の西口でも修善寺でも犬をあそこで遊ばせる人がいるんですよ。遊ばせるのは構わないと思うんだけど、落とし物をあそこへそのまま置いていく人が結構いる。そういうのを一つここには書いてないんだけど

ね。犬を遊ばせるんだったら別にドッグランとかつくって遊ばせないとね、言っても
らいたいと思うんだけどね。その辺どうですか。

A 芝生に関しては、誰が使ってもいい公園ですから、はがれるとか、傷むっていうこ
とは当然生じると思います。やはり、使ってもらって初めて公園ですので、多少の芝
生の傷みはしょうがないかなと思いますけれども、やはりひどい状況になったときに
は、当然そこらは補修していかなければならないと考えております。ただ、犬に関し
てはですね、落とし物関係、その辺は個人のモラルの問題ということになりますけれ
ども、やはりそういうことはさせないように注意看板等、そういったものを表示する
なりして対策はしていかなければいけないかなとは考えております。

Q 確認させてください。条例いろいろこれ書いてあるんですけど、都市条例に基づい
てってというようなことの組立てだと思うんですけど、よく市長が防災公園で、土肥
地区の要するに津波があったときにそこに仮設住宅をつくるというような話をして
るんですけど、それに関するこの条例の明記みたいなものってというのは、どうなっ
ているんでしょうか。

A 特に防災の面というのを特記するということはないんですが、第1条ですね、そち
らに災害時の避難場所や、防災拠点とするとともにというところで、読むような形に
はなります。

Q そうすると条例上には仮設住宅の用地とかってことを明記しないで、あくまでも、
防災施設とかということと避難施設ということと対応できるという考えでよろしい
んでしょうか。

A はい、そうですね一応こちらの条例にはそういったことは書きませんが、防
災計画とかそういったもので仮設住宅の建設をする場所だというふうに位置づけるよ
うな形になるかと思います。

(委員外委員) なし

(討議・討論) なし

(採 決) 挙手多数。原案可決。

【産業部関係】

議案第39号 令和7年度伊豆市一般会計補正予算（第2回） 【所管科目】

(補足説明) なし

(質 疑) なし

(委員外議員) なし

(討議・討論) 総合政策部及び総務部所管分と併せて行う

【総合政策部関係】

議案第 39 号 令和 7 年度伊豆市一般会計補正予算 (第 2 回) 【所管科目】
--

(補足説明) なし

(質 疑) なし

(委員外議員) なし

(討議・討論) 産業部及び総務部所管分と併せて行う

議案第 45 号 伊豆市過疎地域持続的発展計画の変更について

(補足説明) なし

(質 疑)

Q よろしくをお願いします。

議案書の 135 ページ、条例のところなんですけど、コミュニティ FM と難聴地域解消事業、ということで、計画に明記をされました。

過疎債については、計画を策定してそれに盛り込まないと事業の実施ができないということですので、何らかの整備をするという前提の改正だと思ってるんですけど、具体的にはここに明記することによって、どういう事業が補助の対象になるのか伺います。

A こちらにつきましては、今建設中の危機管理センターにコミュニティ FM の機器を設置する工事について、過疎対策事業債を活用して実施するしようというふうに考えております。そのための今回の計画変更となります。

Q そうすると、過疎債って確か、充当率が 100%で 70%が交付税措置されるということで、かなりの金額がいただけるんじゃないかなと思うんですけど、過疎債って合併特例債のように、あんまり大きな金額は確か使えないような話を伺ってるんですけど、具体的にはどのぐらいのことは見込んでるんでしょうか。

A 過疎債につきましては、県内で過疎債の予算の枠がございまして、県内の過疎地域の自治体でその枠を要は取り合うというか、枠配分をするという形になっております。今年度の予算につきましては、1 億 5,400 万を見込んでおります。以上です。

Q そうすると難聴地域とかっていう解消なんですけど、どこかにアンテナを立てたり

するってことは、今回の計画には入っていないということでいいですか。

A 当然親機っていうんですかね、危機管理センターの FM 放送の設備とあわせて、どうしても聞こえづらい地域というものもありますんで、その解消も、併せて実施するところになってます。そうでないとなかなか過疎債の活用が難しい事業になってます。

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手多数。原案可決。

【総務部関係】

議案第 39 号 令和 7 年度伊豆市一般会計補正予算（第 2 回）【所管科目】
--

(補足説明) なし

(委員外委員) なし

(質 疑) なし

(討議・討論) なし

(採 決) 挙手多数。原案可決。

議案第 41 号 伊豆市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
--

(補足説明) なし

(質 疑)

Q この休暇などの条例は、働きやすい職場にするため、ということはよく分かるんですけど、どんな点が変わったか説明できますでしょうか。

A 今回の条例は、この後の育児休業もそうなんですけども、働きやすいというところの中で、仕事と育児を両立するために新たに条例改正をするところになりますので、単純な働きやすさという中に育児が入ってくる中で、この勤務条例というものは、育児とか出産とかに対して、私ども人事を含めた職員が仕事と育児を両立しやすいような制度を本人から聞き取って、それを紹介して、働きやすくする、育児もしやすくすると、そういったことをするための条例改正になります。大まかなことをいうとそういうことでよろしいですか。

それで、もっと細かい中でいいますと、まず 18 条の 2 第 1 項につきましては、最

初に職員または配偶者が妊娠とか出産をする場合に、休業など、こういった制度があるのかというのを、聞き取って教えて、こういう制度があるので、使ってくださいねとか、そういう聞き取りをしなさいっていうのがこの第18条の2項第1項になります。

その次の第2項18条の2第2項のほうは、生まれてから3歳まで育児休業制度としてありますけど、その先の小学校就学前までのお子さんに対して、やはり仕事と育児を両立できるように、いろんな制度があるんですけども、それを制度利用できるように聞き取って、職員の意向を聞いて、それに沿うような形で制度を利用してもらおうと。そういった聞き取りをしなさいというのが、この18条の2の第2項にあります。それが勤務条例の改正の内容となります。

Q 具体的にはそれは直な上司がやるんですか、どこかの部署があってそこに行って、その方が専門に説明するんですか。

A 基本的には私ども総務課の人事スタッフで対応いたします。

(委員外委員) なし

(討議・討論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

議案第42号 伊豆市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

(補足説明) なし

(質 疑) なし

(委員外委員) なし

(討議・討論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

議案第43号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される伊豆市職員の処遇等に関する条例等の一部改正について

(補足説明) なし

(質 疑)

Q 1点確認させてください。外国の地方公共団体、機関等に派遣されるってあるんですけど、今まで市の職員が外国の地方公共団体に派遣されたことはあるんでしょうか。

A 恐らくないと思います。

Q これは上位法というか、そちらの改定に伴うことなんですけど。今までなくても、やはり条例としては整備をしていく必要があるということで、上程されたということよろしいですか。

A 委員おっしゃるとおりでございます。

(委員外委員) なし

(討議・討論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

議案第 46 号 伊豆市指定金融機関の指定について

(補足説明) なし

(質 疑) なし

(委員外委員) なし

(討議・討論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。